

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

1	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額	804,549 千円
2	社会保障施策に要する経費 〔消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2〕	12,525,642 千円 ※1
3	2の経費の内、一般財源充当額	5,845,456 千円
4	3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分)充当額	804,549 千円

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	市債	その他	地方消費税 (交付金)引 上げ分 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	生活保護	1,343,006	976,505	0	21,134	47,535	297,832
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	4,748,940	3,118,668	0	204,701	196,211	1,229,360
	障がい者高齢福祉	2,443,632	1,645,105	0	7,010	108,942	682,575
	社会福祉	85,103	28,558	0	0	7,783	48,762
	小計	8,620,681	5,768,836	0	232,845	360,471	2,258,529
社会 保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	623,819	456,337	0	0	23,052	144,430
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,213,421	11,865	0	0	165,378	1,036,178
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,379,922	154,982	0	0	168,596	1,056,344
	小計	3,217,162	623,184	0	0	357,026	2,236,952
保健 衛生	保健衛生(母子保健)	105,890	380	0	107	14,507	90,896
	予防健康(予防接種、健康診断等)	581,909	1,403	0	53,431	72,545	454,530
	小計	687,799	1,783	0	53,538	87,052	545,426
合計		12,525,642	6,393,803	0	286,383	804,549	5,040,907

※1 前頁の「社会保障関係費の推移」の総事業費H30決算の額14,890,838千円と上の表の経費の合計12,525,642千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てることとされています。